

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第4項の規定は、平成29年4月1日以後に徴収す

る延滞金（平成26年1月1日以後の期間に係るものに限る。）について適用する。

（提出理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に準じ、保険料の延滞金に係る特例基準割合の変更をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。